

【資料 1】

平成 30 年 6 月 28 日

伊賀市障がい者相談支援センター（基幹相談支援）

1. 設置について（伊賀市障がい者等基幹相談支援事業実施要綱抜粋）

伊賀市では、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条の 2 第 2 項の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、本市の相談支援体制の強化を図り、障がい者、障がい児又は、その家族等の相談を総合的に行う伊賀市障がい者等基幹相談支援事業の実施について必要な事項を定める。

2. 経緯について（伊賀市障がい者福祉計画 抜粋）

第 4 期 伊賀市障がい者福祉計画 平成 27 年 3 月

第 2 章 個別施策分野

6. 計画相談の充実

人材の育成支援、専門的な指導助言等の他、社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、市内の特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を確保していきます。

また、これらの取組を効果的に進めるにあたっては、障がい者地域自立支援協議会及び専門部会を有効に活用するとともに、基幹相談支援センターの設置を検討していきます。

第 5 期 伊賀市障がい者福祉計画 平成 30 年 3 月

第 2 章 障がい者支援重点課題

5.. 相談支援体制の充実

人材の育成支援、専門的な指導助言などのほか、社会的基盤の整備の実状を的確に把握し市内の特定相談支援事業所の充実に努めます。

また、これらの取り組みを効果的に進めるにあたっては、障がい者地域自立支援協議会及び専門部会を有効に活用するとともに、基幹相談支援センターを設置し、計画相談、一般相談、基幹相談の 3 者それぞれの役割を明確化したうえで、役割分担をしながら相談支援体制の充実を図ります。

なお、地域移行や地域定着を推進するため、指定一般相談支援事業所との協力体制を整えます。

3. 対象者

原則として、伊賀市に居住する障がい者等及びその家族等。

4. 事業内容

- (1) 総合的な相談・専門的な相談支援の実施に関する事業
(障がいのある人やその家族、関係機関などからの相談を受け、必要な助言や情報提供などの支援を行う。)
- (2) 地域の相談支援体制の強化に関する事業
(市内にある相談支援事業者への助言、人材育成の支援、関係機関などの連携や調整を行う。)
- (3) 地域移行及び地域定着の促進に関する事業
(施設や病院から地域で暮らしたいという人々が安心して暮らせるよう、関係機関と連携して支援を行う。)
- (4) 権利擁護及び虐待の防止に関する事業
(成年後見制度の利用が必要な人への支援を行う。虐待に関する通報、届出を受け、家庭や施設、職場などで安全、安心して暮らすことができるよう支援を行う。)
- (5) 自立支援協議会に関する業務
(伊賀圏域障がい福祉連絡協議会および伊賀市障がい者地域自立支援協議会の運営を通して、地域の様々な課題に取り組む。)

5. 事業開始日

平成30年4月1日

6. 伊賀市障がい者相談支援センター人員体制

氏名	基幹相談 配置数	一般相談 配置数
溝端 輝広	1	
宮川 麻子	0.5	0.5
松井 久美		1
神田 隼輔		1
坂口 健一郎		1
落合 幹生		1
計	1.5	4.5

7. 設置場所

伊賀市健康福祉部地域包括支援センター内、伊賀市障がい者相談支援センター